

正 本

令和3年 第2回 吉川市教育委員会会議録

令和3年2月22日（月）

令和3年2月22日 第2回 吉川市教育委員会

吉川市教委告示第1号

令和3年第2回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年2月17日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

日 時 令和3年2月22日（月）午後3時から

場 所 おあしす セミナールーム3

報告事項

(1) 令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について

付議案件

(1) 令和2年度吉川市一般会計補正予算（第9号）について

(2) 令和3年度吉川市一般会計予算について

(3) 吉川市史編さん史料取扱員設置規則の一部を改正する規則

(4) コミュニティ・スクールについて

(5) 令和3年度当初吉川市立小中学校教職員人事に関する内申について

(6) その他

開会の日時	令和3年2月22日 午後3時00分
閉会の日時	令和3年2月22日 午後5時05分
会議開催の場所	おあしす セミナールーム3
教育長	戸張 利恵
教育長職務代理者	中島 新太郎
<p>会議に出席した委員の氏名</p> <p>席順 1 戸張 利恵</p> <p>2 中島 新太郎</p> <p>3 小林 照男</p> <p>4 鈴木 真理</p> <p>5 荒井 一美</p>	
<p>会議に欠席した委員の氏名</p> <p>なし</p>	
<p>説明のため会議に出席した者の職・氏名</p> <p>教育部長 中村 詠子</p> <p>副部長兼学校教育課長 馬場 重弘</p> <p>教育総務課長 石田 和親</p> <p>生涯学習課長 岩上 勉</p> <p>学校教育課学校支援担当主幹 兼少年センター所長 砂賀 正史</p>	
<p>会議に出席した事務局職員</p> <p>書記長（教育部長） 中村 詠子</p> <p>書記（教育総務課 管理担当副主幹） 安室 晴紀</p>	
<p>傍聴人 1人</p>	

令和3年第2回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者
日程第1	報告第2号	開会の宣告 令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について	教育長
日程第2	第3号議案	令和2年度吉川市一般会計補正予算(第9号)について	〃
日程第3	第4号議案	令和3年度吉川市一般会計予算について	〃
日程第4	第5号議案	吉川市史編さん史料取扱員設置規則の一部を改正する 規則について	〃
日程第5	第6号議案	コミュニティ・スクールについて	〃
日程第6	第7号議案	令和3年度当初吉川市立小中学校教職員人事に関する 内申について	〃
日程第7	—	その他 閉会の宣告	〃 〃

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時00分）

○戸張教育長 ただいまから令和3年第2回吉川市教育委員会会議を開催いたします。

◎日程第1、報告第2号「令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び報告を求める発言）

○中村部長 報告第2号「令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について」報告します。はじめに、1月申請分につきましては、3件の申請があり、認定となっております。次に、令和3年4月入学予定の新小中学校1年生に支給する、「新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の入学前支給」の申請件数及び審査結果につきまして、ご報告いたします。申請件数につきましては、1月末までの期限で受付を行った結果、51件の申請がありました。その内訳といたしましては、新小学校1年生が23名、新中学校1年生が31名となっております。審査結果につきましては、新小学校1年生は19名が認定、新中学校1年生は28名が認定となっております。なお、認定された方につきましては、3月3日に支給する予定となっております。以上、ご報告申し上げます。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○中島教育長職務代理者 要保護準要保護世帯の認定については基準があつて、その基準に基づき審査された結果であると理解できます。質問ですが、このコロナ禍において家庭が困窮している子供もいると思います。そういう家庭が基準により認定できないこともあると思いますが、実際、コロナ禍の中で生活が苦しくなっている。それに対する対応について学校から連絡が来ていますか。

○馬場副部長兼学校教育課長 学校からの要望としては直接ございません。

○中島教育長職務代理者 申請者の中でこのコロナ禍により生活が苦しいという話がありますか。

○石田教育総務課長 窓口には所得の急激な減少等によりご相談いただいているケースはございます。実際にコロナ禍により秋くらいからこのような案件を受付しており、直ちに審査し給付を決定しているところでございます。福祉の窓口などから相談いただいたものも繋いでいただき適切に審査し決定しているところでございます。

○中島教育長職務代理者 子供に影響のないようよろしくお願いします。

○戸張教育長 （質疑及び意見なし）これで報告第2号を終わります。

◎日程第2、第3号議案「令和2年度吉川市一般会計補正予算（第9号）について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第3号議案「令和2年度吉川市一般会計補正予算第9号について」ご説明いたします。本案につきましては、市議会3月定例議会に市長から提案される補正予算案のうち、教育に関する事務に係る部分についてご提案するものでございます。別紙、吉川市一般会計補正予算第9号の1ページをご覧ください。歳出予算につきましては、8904万7千円を増額し、教育費の歳出予算の総額を28億7342万6千円とするものでございます。なお、詳細につきましては、各担当課長から説明いたします。

○馬場副部長兼学校教育課長 6ページ負担金及び交付金の特色ある教育推進事業交付金につきましては、修学旅行のキャンセル料についてとなります。また、教育内容充実事業、報酬、教育支援員報酬及び一般事務報酬につきまして、教育支援員報酬は1名分の減額補正、一般事務補修は途中から入りました学習支援員の2名分の減額補正となります。共済費につきましても、これらにともなう減額補正となります。備品購入費、デジタル教科書購入費につきましては、中学校の数学のデジタル教科書の導入を考えております。次の学校保健事業こちらにつきましても、減額補正となっております。バス運行業務委託料につきましては、夏季休業中に実施した、旭小学校、三輪野江小学校の遠距離通学者へのバス運行を実施した時の委託料となります。こちらも減額補正となっております。

○石田教育総務課長 教育総務課につきましては5ページ6ページの学校給食センター費からでございます。教育総務課につきましては大きく4点のポイントがございまして、まず、増額する補正につきましては、国の3次補正予算に伴いまして、新型コロナウイルス感染症対策により学校で必要なもの、消耗品、備品を購入する増額要求でございます。旭小学校、栄小学校のトイレを設計してまいりましたが、今回はトイレ改修工事に伴うものを増額で計上しております。続きまして減額でございます。大きく2点ございます。コロナ禍におきます学校が休業したことに伴う減額でございます。7月の補正予算によるGIGAスクール構想の契約が一部整い残額出ましたのでその減額となっております。給食費につきましては、すべて減額になっているのはコロナ禍により給食が止まったことによる所要額を減額するものです。小学校費になりますが、学校管理運営事業の消耗品、備品につきましては国の補正予算に伴いまして、感染症対策をするための消耗品、オンラインでの授業、会議に必要なカメラ・マイクを整備するものです。光熱水費、医薬材料費の減額につきましては、プールの授業ができませんでしたので、その影響額を減額しております。次に、学校施設整備事業でございますが、全般的にトイレの改修のほか、国のGIGA

スクール構想に伴う補助関係においてモバイルルーターの契約の残額を減額するものです。扶助費の要保護準要保護児童援助費補助金につきましては、修学旅行のほか様々な学校活動が止まりましたので、支援する扶助費が減額となっております。次に中学校費でございます。全般的に小学校費と同じ理由でございます。負担金補助及び交付金の体育大会派遣補助金につきましては、大会等が開催されませんでしたので減額となっております。教育振興事業、備品購入費、扶助費につきましても小学校費と同様となります。2ページ繰越明許費補正でございますが、感染症対策、トイレの改修につきましては、引き続き令和3年度に実施してまいりますので、繰越明許費を補正させていただきます。3ページ4ページ歳入でございますが、国の補助金につきまして必要なものは増額し、契約が終わったものは減額しております。給食費につきましては、4月5月はお休みしましたので、大きく減額しております。以上でございます。

**○岩上生涯学習課長** 生涯学習課分をご説明いたします。3ページ4ページ、教育使用料の減額でございます。公民館使用料、地区センター使用料それぞれ臨時休館がございましたので使用料の減額となります。7ページ8ページ社会教育費、文化財保護費、市史編さん事業、需用費の減額でございます。印刷製本費の減額でございますが、来月刊行を予定しております、吉川むかしばなし第2集の印刷製本費が入札により、予算額を下回る落札額となったため減額となっております。次に公民館費でございますが、社会推進事業、負担金及び交付金、舞台公演負担金の減額となっております。演劇公演の中止にともなう負担金の減額となっております。次に地区センター費でございますが、使用料の減額分となっております。以上でございます。

**○中島教育長職務代理者** 2つ質問がありますが、1点目が、6ページの学校給食調理事業ですが、給食が止まった関係で給食材料費の減額という事ではありますが、先日、給食センターの機材の故障で数日間、給食が止まりましたがご説明をお願いします。もう1点がトイレの改修により洋式トイレに改修されると思いますが、中学校については予算化されていませんが、中学校についても早く改修していただければと思いますが、計画はどのようになっていますか。

**○石田教育総務課長** 給食につきましては後ほど改めてご報告させていただきます。トイレ改修でございますが、生活様式、災害対策などから大変重要であることは認識しております。旭小学校、栄小学校以外の小中学校につきましては、施設の老朽化を踏まえまして、市が策定しております公共施設長寿化計画に基づきながら整備して参りたいと思います。

**○中島教育長職務代理者** 小学校でまだ改修していない学校はありますか。

**○石田教育総務課長** 旭小学校、栄小学校以外もありますので計画的に進めて参ります。

○中村教育部長 補足でございますが、旭小学校、栄小学校については洋式化率が10%となっており、この2校が突出して洋式化率が低かったという事で、コロナの交付金を活用して改修させてもらおうと。今後は、中央中学校で、それでも50%を超えております。吉川市全体では80%を超えております。学校だけでなく他の施設も老朽化に併せて全体の中で検討してまいります。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (質疑及び意見なし)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3、第4号議案「令和3年度吉川市一般会計予算について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第4号議案「令和3年度吉川市一般会計予算について」ご説明いたします。本案につきましては、3月定例議会に市長から提案される令和3年度一般会計予算案のうち、教育に関する事務に係る部分について、ご提案するものでございます。令和3年度吉川市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ225億8000万円で、令和2年度当初予算と比較して4億5199万円の減額となっております。このうち、教育委員会所管分の歳出につきましては、21億277万6千円となっており、一般会計補正予算総額の9.3パーセントを占めております。また、前年度との対比では、602万円の増額となっております。なお、詳細につきましては、各担当課長から説明いたします。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○馬場副部長兼学校教育課長 5ページ6ページ歳入でございますが、教育費負担金、日本スポーツ振興センター保護者負担金、教育費県補助金、さわやか相談員配置事業補助金、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金となっております。次に歳出でございますが、8ページ9ページでございますが、主だった項目をご説明させていただきます。教育指導費、外国語教育推進事業、語学指導助手派遣委託料でございますが、ALTの派遣委託料でございます。次年度につきましても5名のALTを各学校へ派遣する予定でございます。新規といたしましては、教育指導推進事業、報酬、学校運営協議会委員報酬とありますが、こちらはコミュニティスクールの運営に必要な学校運営協議会の委員の方々の報酬となります。令和3年度につきましては、吉川中学校区であります、吉川中学校、中曽根小学校、美南小学校において実施するものであります。令和4年度につきましては、市内



全校にて実施となっております。負担金補助及び交付金、オリンピック・パラリンピック学校連携観戦チケット負担金でございますが、昨年度のうちに申し込み希望を各学校より出して頂き決定した枚数の負担金となります。県と市で1/2の負担となります。次に教育内容充実事業の増額ですが、特別支援学級に通級している児童が173人より200人を超える見込みとなっておりますので、学級の増加が見込まれ、それに伴う報酬や手当の増額分となります。次に報償費、指導助言者等報償ですが増額となっております。こちらにつきましては、ウイスク検査を軸とした心理検査を実施する方への報酬の増額分となります。検査人数につきましては市内において需要が高まっております。対応が必要となるので心理士の方に来ていただき、28回から40回に増やしたことによるものでございます。次に学校保健費、役務費、健康診断等受診療ですが、半額への減額となっております。長時間労働者への面接に係る費用でございます。今年度は利用実績が無かったもので減額での計上となっております。次に委託料、バス運行業務委託料ですが、冬場の下校時に遠距離を歩いて帰る児童に対しバスの運航をするものです。対象となるのは、旭小学校、三輪野江小学校の遠方より通学している児童となります。以上でございます。

○石田教育総務課長 教育総務課につきましては6ページ7ページ、教育委員会費の教育委員会運営事業からとなります。総括といたしましては、1人1台タブレット端末につきましては令和3年4月からの本格稼働に向けて最終の準備を進めております。12校中5校は整備が終わりましてタブレット端末がつながる環境が整いまして、もう少しで全校の整備が終わるところでございます。大きな工事につきましては3月補正において旭小学校、栄小学校の工事費を計上させていております。令和3年度当初予算におきましては大きな工事費は計上してございません。ICTを活用するための、学校運営に支障がないよう消耗品、備品、修繕について計上しております。教育委員会運営事業、事務局費の教育委員会管理運営事業につきましては例年と変わりございません。12ページ13ページ、学校給食センター費ですが、昨年4月5月のような一斉休校はない想定のもと年間予算を計上しております。18ページ19ページより小学校費になりますが、20ページ21ページ需用費、修繕料につきましては、大きなものとしたしまして、北谷小学校へ耳の不自由な児童が入学するというので、教室の整備を実施します。教育振興費につきましては、ICTの活用ができるよう推進に必要な費用を計上しております。中学校費につきましては、小学校費と同様となります。修繕につきましては南中学校のプールの改修工事を行い、授業ができるように整えてまいります。教育振興費につきましても、ICTの活用を推進する予算を計上しておりますが、それ以外の大きな変更点はございません。教育総務課からは以上でございます。

○砂賀学校教育課学校支援担当主幹兼少年センター所長 14ページ15ページ、少年センター費、健全育成活動事業でございますが、令和3年度より適用指導教室という名称を教育支援センターとさせていただきます。現在、様々な形で不登校になり、学校に通えなくなつて少年センターに通っている子供たちがいますが、様々な背景がありまして、そのような状況から一人ひとりをしっかり支援して、一歩でも前進できるようにという思いを持って取り組んでおりますが、そのようなことから教育支援センターとして名称を変えさせていただきます。より教育相談の充実を図っていくということで、相談員を今年度よりも1名増員の予算を計上しております。

○岩上生涯学習課長 生涯学習課でございます。26ページ27ページ社会教育総務費、生涯学習推進事業、通信料につきましては、まんまる 予約通信料でございます。負担金につきましては子供体験活動事業費交付金でございます。こちらについては例年と同様でございます。次に社会教育推進事業でございます。委託料でございますが、会場設営業務委託料につきましては成人式の実施を今年度と同様に当初から総合体育館で実施をも見込みまして会場設営業務委託料として計上してございます。演奏者派遣業務委託料につきましては、生音コンサートというものを隔年で実施しております。令和3年度につきましては、チェロの奏者ピアノの伴奏者の方をお呼びさせていただくその派遣業務委託料の計上となります。次に人権教育推進事業につきましては、例年と同様の計上となっております。30ページ31ページ文化財保護費でございます。文化財保護事業、備品購入費、管理用備品購入費でございますが、郷土資料館の整理棚の予算計上となります。次に市史編さん事業でございます。報酬、市史編史料取扱員報酬が今年度に比べ増額となっておりますが、後ほど第5号議案でご説明させていただきますが、学芸員の資格を持った資料取扱員2名が週3日で勤務しておりますが、勤務日数を週4日に増やし、事業の充実を図りたいということで増額となっております。32ページ33ページ公民館費でございます。大きく減額となっておりますが前年度は駐車場の整備に関わる工事費がございましたので今年度は大きく減額となっております。34ページ35ページ地区センター費でございます。若干の減額はございますが例年と同様に計上させていただいております。36ページ37ページ市民交流センター費でございます。前年比増額となっておりますが指定管理料につきましては5年間の管理期間がございますが、毎年度、指定管理料の協定を結びまして指定管理料をお支払いしております。その5年間の計画のうち、上限額は決まっておりますが、賃金等の増加等を見込みまして少しずつ増額していくような支出計画となっております。その分が前年度と比較して増額となっております。以上でございます。

○中島教育長職務代理者 9ページでございますが、教育指導推進事業、教育支援員報酬

でございますが、教育内容充実事業の教育支援員報酬二つ計上されておりますが、違いをご説明をお願いします。

**○馬場副部長兼学校教育課長** 教育指導推進事業の教育支援員報酬につきましては、教育委員会内部にいる教員に対して指導を行っている教育支援員の報酬となります。教育内容充実事業の教育支援員報酬につきましては各学校、主に小学校に配置されている児童に指導を行う支援員の報酬となっております。

**○小林委員** 質問とそれに伴う意見でございますが、教育費の小学校費、中学校費でございますが、教育振興事業、いわゆるGIGAスクール構想の予算でございますが、ハード面の整備は進んでいると思いますが、今後、備品が揃ってくるとそれに伴うアプリケーションなどの購入の必要があると思いますが、アプリケーションの開発については各社すごい勢いで開発を行っていて、今後いろいろリリースされてくると思いますが、そのようなアプリケーションの予算が計上されているのかという質問と、無形資産ですので備品になるのか分かりませんが、意見につきましてはその部分が今後肝になってくるのではないかと。その部分の予算を十分に確保していったほうが柔軟な教育ができるのではないかと思います。質問と意見ひとつずつです。

**○石田教育総務課長** 委員からお話がありました通り、アプリケーションにつきましては日進月歩となっております。当初予算におきましては、パソコン教室の借り上げ料の中に学習支援ソフトが入っております。当初予算に計上されているのは、パソコン教室でリースする40台の物品の中に学習支援ソフトも入っております。今後迅速にどのように対応していくかということは大変課題かと思っております。1人1台ということに関しましてはどうしていくかということですが、現在、ミライシードを活用しておりますので、現在業者と調整し1人1台端末にライセンスが付与されるよう、交渉しております。整いましたら児童生徒が使う端末におきましてもソフトを導入して活用してまいります。また、国の補助金が活用できる可能性もありますので、今後の動向に注視してまいります。

**○小林委員** 意見として残しておいて、ハードについてくるネイティブアプリは残しておいて、後からいいものは出てきますのでその時に柔軟に対応できるように、ここについては予算としてしっかりと確保していただけるようにお願いします。

**○中島教育長職務代理者** 17ページ少年センターの家庭訪問支援員についてですが、不登校の子どもたちの所へ大学生を中心にして訪問すると言うことで取り組んでいると思いますが、現在何名くらいが活動していて、状況はどうか教えてください。もう一点が、非行防止活動授業の報償費、補導委員報酬とありますが、年々補導委員の方々の高齢化してきており希望される方がいなくなってきたという話ですが、その状況はどのように

なっておりますか。もう一点ですが、35ページ公民館費、負担金及び交付金、舞台公演負担金についてですが、演劇活動の補助ということで毎年行なっておりますが、昨年はコロナにより活動できなかったと思います。一応3年が経ちました。現在までの活動の成果について、課題についてはどのようなことがあるのかなどご説明お願いいたします。

**○砂賀学校教育課学校支援担当主幹兼少年センター所長** 家庭訪問支援員でございますが、文教大学と連携をとっております、8名の児童生徒に対応しております。学校の別室で学習している子供たちと話をしたり、学習を指導するなど取り組みました。学生は児童生徒8名に対して11名で取り組ませていただき、成果としては、例えば自宅で引きこもっていた生徒について支援員が何度も家庭訪問をしていく中で外に出られるようになったとか、学生が様々なアドバイスをしている中で、自分の進路を主体的に考えて高校に行ってみようと思うようになったとか。様々なプラスの効果があげることができました。学生につきましても緊急事態宣言下の中で、大学と協議し派遣ができない状況が4月から6月、1月から現在のところでありましたがストップしている状況でございます。継続して本来できれば良かったと思っております。少年センターとしては子供達に対して背中を押せるようなそんな内容だったと思っております。次に補導委員の報酬につきましても、緊急事態宣言下におきましては活動をしておりません。補導委員は吉川の地域のために非常に力を貸していただいています。現状といたしましては特に夜の歩道に関しましては、私もパトロールをしておりますが、公園や繁華街で遊んでいるという子はほとんど見られません。そういったことから次年度以降は夜の補導については実施しないということで現在考えております。夜の補導にご協力を頂いていた方については、昼間に回っていただけるように考えています。

**○岩上生涯学習課長** 舞台公演負担金につきましては演劇公演に関する負担金でございます。演劇プロジェクトということで、平成29年度から令和元年度までさいたま芸術劇場の全面バックアップにより実施しておりますが、この3年間をもって一度区切りをつけまして、市としてどのように演劇プロジェクトを継続していくかという課題をクリアするために、埼玉情報センターという演劇事業も取り組んでいるNPO法人さんと委託契約を結ばせていただいて実施を計画していたところでございます。ご承知の通りコロナ禍にございまして演劇公演が中止となりましたので、令和3年度事業継続するため何かできないかということで、急遽演劇公演をワークショップという形で事業変更いたしまして、そのワークショップにご参加いただけた方が12名いらっしゃいました。演劇公演自体は19名の参加応募者がおりましたが、感染防止対策を取りながらのワークショップ実施をご案内させていただいたところ、12名の方が参加していただきました。12名につきましては

ワークショップ5回実施させて頂いた最終日に寸劇に挑戦していただいたところでございます。参加者のアンケートから内容を拾いますと、さいたま芸術劇場の演出とは違っており、そういった指導が受けられたということで、大変参考になったというような内容となっております。演劇事業の課題につきましては、緊急事態宣言下の中でも 演じている内容を動画撮影させて頂いたものを配信できるようにするなど工夫していきたいと思っております。参加者がある程度固定されてきておりますので、市内在住在勤に限らず市外からの参加者も募りまして継続できたらと思っております。

○中島教育長職務代理者 少年センターにおきましても生涯学習課におきましてもコロナ禍において大変な状況が続いております。その中でこういった形で進めていくかさらに展開していただければと思います。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4、第5号議案「吉川市史編さん史料取扱員設置規則の一部を改正する規則について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第5号議案「吉川市史編さん史料取扱員設置規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。 本案につきましては、現在、生涯学習課 文化財保護担当においては、市正規職員2人、会計年度任用職員として、学芸員資格を有した市史編さん史料取扱員2人、及び一般事務1人の計5人が勤務し、市史編さん事業及び文化財保護事業を進めております。令和3年度につきましては、市史編さん事業での史料の整理や文化財展などの文化財保護啓発活動などをさらに進めていくため、学芸員資格を有した市史編さん史料取扱員2人については、週の勤務日数を現在の3日から1日増やして、週4日に変更としようとするものです。 詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○岩上生涯学習課長 今年度、文化財保護担当では、新たな事業の取り組みとして、7月に郷土資料館で児童を対象とした、夏休みわくわくミュージアムの開催、また、12月には指定文化財の公開を含めた、吉川市の文化財展を開催して文化財保護啓発事業をすすめてまいりました。これらの事業に企画段階から史料取扱員の2人が積極的に参加しており、展示の内容や見学者への説明などご好評頂いております。市史編さん事業で収集した古文書などの資料整理、また、郷土資料館倉庫内の資料整理など、これまで課題となっている

業務と共に市の歴史や文化の周知、啓発事業のさらなる充実を図るため、市史編さん史料取扱員の勤務日数を週3日から週4日へと変更していくものです。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5、第6号議案「コミュニティ・スクールについて」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第6号議案「コミュニティ・スクールについて」ご説明いたします。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定めるため、提案するものです。詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○馬場副部長兼学校教育課長 第6号議案についてご説明いたします。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定めるため、提案するものです。吉川市では、令和3年度より吉川中学校区の3校をモデル校として、段階的に各学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを行っていきます。コミュニティ・スクールでは、主に小中一貫教育を推進し、義務教育期間において系統性をもって教育していくことを目的とします。運営委員にこれまでの学校評議員と同様に保護者・地域方を学校長の推薦のもと、教育委員会が委嘱することになりますが、校長の示す学校経営方針を承認する大きな目的があることからこれまで以上に学校との係りが深くなります。また、年に2回実施する協議会は原則一般公開となることから、これまで以上に学校と地域が目標、ビジョンを共有化することができると期待しています。すでに導入されている自治体からは、3つの効果が報告されています。1つ目は、学校家庭地域の相互理解が深まる。2つ目は、家庭・地域の学校支援推進による教育の質的向上。3つ目は、家庭・地域の教育力向上による地域活性化です。これまで、埼玉県教育委員会が毎年実施してきましたコミュニティ・スクールフォーラム等で導入自治体の事例から効果と課題を研修してまいりました。今年度8月末に、県教育局担当指導主事を講師に、校長を対象とした研修会を実施し、11月には準備委員会を設立し、規則、運営、広報・研修の3つの部会で、有識者、自治会代表、PTA代表の方等外部の方にもご参加いただき準備を進めてまいりました。令和3年度については、吉川中学校区の3校での実施となりますが、効果や課題を明確にし令和4年度から市内全小中学校

での実施を考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小林委員 吉川市学校運営協議会実施要領の第3条でございますが、この読み方ですが、(3)の吉川市小中学校の該当校の中学校区校長または教頭となっておりますが、これは全てを満たさなければいけないのか、それとも一部を満たせばいいのか委員のメンバーが変わってしまうと思います。読み方の問題があるなど。2点目で第9条の(2)12条の規定に反した時は傍聴を許可しないものとする。とありますが、12条が見当たりません。同様に、(3)ですが、13条の規定に違反した時とありますが13条も見当たりません。第10条の傍聴することができないというところで、原則公開ということによろしいと思いますが、その一方で守秘義務ということで規定がされておりますので、第10条のところ(4)その他会長が傍聴を不相当と認める者とありますが、議案によっては不相当になるものがあると、何か特定の事例があった場合に特定の人が傍聴に来てしまった場合とか、学校では個人情報による守秘義務の取扱いなどそこに対応できるような形に要領にした方が良くと思います。

○馬場副部長兼学校教育課長 文言整理で正しく整理されていないものが出てきてしまっておりますので改めてお示しをさせていただきます。

○荒井委員 一点目が、議案書の提案理由には年2回の開催となっておりますが、フローチャートには3回となっており、規則の方にも3回行うとなっております。ご説明をお願いします。2点目が、効果の中に教育の質的向上、教育力向上による地域活性化とありますが、具体的にはどういったことなのか。どういったことで教育の質の向上が上がるのか、どのようなことで地域活性化がされるのかご説明をお願いします。3点目ですが、現在ある学校評議員会あると思いますが、全く別物と考えていくということでしょうか。令和4年は全部の学校に置かれるということですのでご説明をお願いします。

○馬場副部長兼学校教育課長 予算配分につきまして2回分となっておりますが、学校の実態に応じてもう1回開催するパターンがあると思います。回数が変わってくると思います。活性化されるということですが、他の事例ですが、学校の行事や取り組みについて常に学校主体で進んでいったものが、より地域の方に力を貸していただき積極的に行われていくような事例がございます。また本市の場合につきましては、この協議会の委員の方に、例えば吉川中学校区の協議会の中に7名おりますが、今まで5名だったプラスアルファ2名が中学校区の校長先生となっております。つまり校長先生方もそれぞれの学校区の他の学校の委員を兼ねるという形になりますので、小中一貫教育の連携を進めることができると考え活性化できるというふうに考えています。3点目の別物なのかということですが、学校に対して意見を言うてくれるだけの立場では評議員さんでも同じですが、あくまでも

今回の運営協議会は中から一緒に方策を考えていただける方を任命する形になります。より責任も伴って参りますし今までの報償費から報酬という形に 費用制度も変えます。だからといって選び方自体をまったく新たなものにするというわけではないと思います。現在もそういった視点で見てくれている方もいると思いますし、そういった形が評議員から今回の良いになるということも十分にあり得ると思います。全く別物という形では線引きできません。

○中村教育部長 様々なところで誤植がありますので、本日は評決をいただかなく持ち帰らせていただいて新しくしたものについて書面にて決議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○中島教育長職務代理者 吉川市学校運営協議会規則、第8条4項の小学校の校長の推薦による暇がないときとありますが、このような文言でよろしいのですか。次に第4条ですが、(1) 教育課程の編成に関することとありますが、委員より教育内容について変えたほうがいいのではないかという意見が出る場合もあると思います。その場合校長はどこまで行けるのか。参考にさせていただきますということでもいいのか、検討した後ほど回答しますということでもいいのか、(3) 組織編成に関すること。例えば委員が 意見を言った場合にどこまで学校経営に反映させるのか、皆さん協力的に考えてくれると思いますがどこまで反映させるのか。この運営協議会はとてもいいシステムだとは思いますが、小中連携にとってなかなかうまく学校に登校できないなど、良い連携ができるのではないかと思います。幼保連携について大事な連携に今後なってくると思います。ぜひ、保育園、幼稚園と小中連携も上手く持って行っていただきたいと思います。

○馬場副部長兼学校教育課長 教育課程の編成に関することになりますが、学習指導要領に関することになってくるとそれについてご意見を言われても参考までにというところになってくると思います。学校の行事等によってある程度のご意見をいただくことはこの場でもいいのかなと捉えております。学校経営の計画に関する部分については、この協議会の方で承認をいただくことがマストの事案になるのでこれについておこなっていただく。組織編成に関しましては、人事の細かい部分につきましては任意案件になりますので、原則学校にお任せいただくような形で進めていきたいと思っております。例えば外国語に力を入れるとすると、加配について要望して行こうなど皆さんで協議したりすることはできることだと思います。運営協議会ができることの限界、今回広報班を編成しまして広報班の方からリーフレットなどを配布させていただき理解を深めていきたいと考えております。

○中島教育長職務代理者 地域でひとつになってやっていくという形で非常にいい形だと思います。私が危惧しているのは、校長の学校経営権について侵害してしまうのではない



かと、校長にとっては学校経営が非常にやりづらいと、それについては気をつけて進めていただきたいと思います。

○中村教育部長 補足させていただきます。今までの評議会と学校運営協議会の違いについてですが、これまでの評議員の皆さんは個人で参加して頂いておりますが、運営協議会については合議体となりますので、運営協議会としてこういった意見を出すといったシステムになります。最終的にお話の通り承認はいただきますが、仮に承認がされなかったとしても最終的には学校と教育委員会が話し合った中で実施すると言ったことは可能となっております。

○荒井委員 学校評議会は各学校に設置されていると思いますか、この運営委員会も各学校に設置されるのですか。それとも中学校区としてひとつということですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 各学校に設置されます。小中一貫ということも考えておりますので、各学校に設置されていて、同じ中学校区の校長も加わってもらいます。

○荒井委員 学校評議員会と運営協議会は別ということですか。

○中村教育部長 今回導入する参考は運営協議会に移行します。それ以外の学校は来年度に協議会となります。令和4年度は全部の学校が運営協議会になり評議員会はなくなります。

○荒井委員 保幼小中の連携がすごく大事だと思います。保育園や幼稚園から小学校へスムーズに、小学校から中学校高校へスムーズにととても大事だと思いますがそんな視点を入れられるのであればとすごく思います。小学校から中学校へは大変いわれていることだと思いますが、私立の幼稚園、保育園もありますので難しいとは思いますが、スムーズに行くことができれば素晴らしい取り組みだと思います。

○小林委員 運営協議会で確認したいのが、令和3年度については努力義務で令和4年度から実施ということで、令和3年度は効果と課題を検証するために行うということですよ。効果の検証ですのでここで全てを決めるのではなくて、来年一年間をかけて効果を検証した中でその時点で要領であったり規約であったり最終的に決めてという手法が取れないかということ。保幼小連携についても、急に保幼加えると準備が全くできておりませんので。本来4月の段階で議題にあげなければいけないような形になっているとすれば、もしそこに加えるとする、3月中には1回目の会議を行わないと学校の組織や予算などまさにいとまがないと言う状況になるのだとすれば、ひとつの意見ですが、4月以降進めていき、令和4年度で本格実施を目指すためにその準備をするというような形に読み替えて、そのために必要な規則や要領など1年間をかけてテスト的なものを行うということを位置づけという形にできないかという意見です。ご検討いただければと思います。

○中村教育部長 運営協議会実施にあたっては関係する学校や地域の自治会、PTAを交えて検証を既にしております。実際どんな形で持っていこうかというような。ここでいう検証というのは、やってみたらこのような課題が出たとか、準備や今回は教育委員会が携わっていくという点で色々な支援をしていかなければならないと。12校が一度に始まってしまうと全てをカバーしきれないということもありまして、来年度はまず3校で始めさせていただく中で他の学校にも見ていただき、最終的に令和4年度に実施させていただこうと。規則に関しましては今回このような形で進めさせていただこうと、不都合が出てくればその時点でまた教育委員会で図らせていただければと思います。3校については今回スタートさせていただければと思います。

○小林委員 来年はテストケースとして3校だけで、本格的には令和4年度ということですので柔軟に改善が必要なところが出てくれば改善するというのでまずは緩いところから始めてみようというような認識でよろしいですねわかりました。

○鈴木委員 前回頂いた資料の流れでよろしいのですよね。

○中村教育部長 前回ご説明できなかったなのでその流れとなります。

○戸張教育長 不備があったこと大変申し訳ございません。再度見直しまして、ご意見を齎味しつつ再度書面で送らせていただきます。

◎日程第6、第7号議案「令和3年度当初吉川市立小中学校教職員人事に関する内申について」

(人事案件のため非公開)

◎日程第7、その他

○戸張教育長 (事務局からその他報告等がないかの発言)

○中村教育部長 次回の教育委員会会議ですが、3月26日、金曜日、午後3時から、場所は市役所202会議室の予定となっております。次に小中学校の卒業式、入学式について学校教育課より報告がございます。

○馬場副部長兼学校教育課長 卒業式、入学式について、前回の送付資料に送付させていただきました。本日はそれぞれの学校の告示及び祝辞について配布させていただきました。コロナ禍の非常に厳しい状況での実施となりますが、ご協力お願い致します。

○中村教育部長 次に市制施行25周年記念誌絵本、吉川むかしばなし第2集及び文藝よしかわ第5号の刊行予定について、市民交流センターおあしすWi-Fi設備の整備について生涯学習課より報告いたします。

○**岩上生涯学習課長** 来月刊行を予定しております2つの刊行物の進捗状況をご説明いたします。まず、市制施行25周年記念誌絵本吉川むかしばなし第2集でございます。第1集につきましては平成8年に市政施行を記念し吉川むかしばなしを刊行いたしました。今回、市政施行25周年を記念し第2集を刊行するものでございます。掲載内容につきましては4話構成となっております。第1話から3話につきましては市内に伝わるお話をもとにした構成となっております。第4話につきましては、昨年文藝よしかわ第4号で創作昔話部門にて賞を受賞された作品をもとに構成をさせていただいたものでございます。こちらは、市内小中学校、保育園、幼稚園、図書館に配刊を予定しております。また、1部500円にて頒布を予定しております。令和3年度につきましては25周年記念事業として、ブックスタート事業、こちらは7か月検診時に絵本の配布を予定しております。3月16日、3000部の刊行予定です。次に文藝よしかわ第5号でございます。今年度で第5号となりました文藝よしかわでございますが、今年度、各部門の応募数505作品となっており、最多の応募数となっております。特に小説、随筆部門に初めて小学生から応募をいただくなど多くの方に応募をいただきました。こちらの第5号につきましては、3月26日の刊行予定となっております、市内小中学校ほか図書館に配刊予定となっております。有償頒布の予定もございまして、500円を予定しております。こちらの2つの刊行物につきましては、来月の教育委員会にて実物をお手に取っていただければと思っております。次に市民交流センターおあしすWi-Fi設備の整備についてでございます。Wi-Fi設備の整備につきましては、年明け早い時期に運用を開始しようと整備を進めておりましたが、コロナ禍におきまして、貸館の利用制限等、あるいは図書館につきましては、予約本の受け渡しのみとなっております。工事は既に終わっておりますが、Wi-Fiの運用につきましては、緊急事態宣言の解除後に運用を開始させていただきたいと思っております。以上でございます。

○**中村教育部長** 先ほど中島委員からお話のございました、令和3年2月12日、15日の給食中止の対応についてご報告いたします。

○**石田教育総務課長** 教育総務課よりご説明いたします。事の発端につきましては、令和3年2月10日火曜日でございますが、市内の学校より食器が返却されたときにペンキがついているということがございました。ペンキについては洗浄前に発見することができず洗浄機にかけてしまい、洗浄機から出てきてから洗っても落ちないものがあると確認されました。当日はペンキの有害性については明確につかむことができなかったため、12日と15日の給食の提供は難しいと判断し、即座に止めさせていただきました。11日は祝日のため12日に対応しまして、学校医、正確には薬剤師会ですが、ご協力いただき、メ

一カ等にも成分を確認していただきました。総合的に整理した中で、危険とされる溶液は5分から10分で揮発してしまうということが分かりました。また、使用されたペンキは少量であり、多量に付着していたものではございませんでした。危険とされる溶液は洗浄前に蒸発しており、洗浄した時点では他に付着するなどは考えられないということを確認いただきました。食器につきましては、目視で確認し使用に困難ものは交換いたします。洗浄機については、不具合は見受けられないという判断をいただきましたので、15日から準備をはじめ16日から再稼働させていただきました。給食は2日間お休みをさせていただきましたので、保護者の負担は小学生につきましては310円程度、中学生につきましては390円程度の返金の準備をしています。また、食材は可能な限り食品のロスを出さないように対応しております。詳細につきましては3月に報告できると思います。

○中村教育部長 最後に35人学級についてご説明いたします。

○馬場副部長兼学校教育課長 35人学級につきまして国の方針が急遽出てきたところがございます。来年度からの2年生について35人学級を行うと。それにともないまして、県は小学生に関しまして1年先に35人を実施していたわけですが、国が2年生より35人学級を実施するとしたので、来年度から3年生を実施するという方針を打ち出してきました。35人学級については、学校に与えられた加配の中から人を出していく形になりますので、非常に難しいところではありますが、市といたしましては子供たちのより良い学習環境を目指しまして、令和3年度より35人学級をスタートする方向性を決定させていただきました。令和3年度該当となっているのが、美南小学校の1校のみとなっております。他の学校については今のところ該当しておりません。美南小学校が来年度、3年生6クラスが7クラスに変わる形で対応を進めてまいります。今後この段階が1年ごとに学級増が広がっていくと美南小学校は教室が足りなくなってくるので、市の課題として検討していかなくてはならないと思います。

○戸張教育長 委員の皆様よりご報告とはありますか。以上で閉会いたします。

◎閉会の宣告（午後5時05分）

○戸張教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。これで、令和3年第2回吉川市教育委員会会議を閉会といたします。閉会にあたりまして、中島教育長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

○中島教育長職務代理者 長時間にわたり皆さんお疲れ様でした。それだけ皆さんの熱の入ったご意見があったからではないかと思えます。現在、コロナにより緊急事態宣言が出されている状況ではありますが、少しずつですが感染者も減ってきている状況であります。

令和3年2月22日 第2回 吉川市教育委員会

なんとか感染者数の減少が引き続き3月、4月には少数になってくれればと思っております。本日は大変お疲れ様でした。

令和3年2月22日 第2回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和3年3月26日

教 育 長                    戸張 利恵

教育長職務代理            中島 新太郎

委                    員                    小林 照男

委                    員                    鈴木 真理

委                    員                    荒井 一美

付議された議案等の処理結果

令和3年第2回吉川市教育委員会会議

議案等番号	件名	議決結果
報告第2号	令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について	可決
第3号議案	令和2年度吉川市一般会計補正予算（第9号）について	可決
第4号議案	令和3年度吉川市一般会計予算について	可決
第5号議案	吉川市史編さん史料取扱員設置規則の一部を改正する規則について	可決
第6号議案	コミュニティ・スクールについて	可決
第7号議案	令和3年度当初吉川市立小中学校教職員人事に関する内申について	可決

○中村教育部長 第7号議案「令和3年度当初吉川市立小中学校教職員人事に関する内申について」ご説明いたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、令和3年度当初吉川市立小中学校教職員人事について、埼玉県教育委員会に内申するため、提案するものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○中村教育部長

○馬場副部長兼学校教育課長

○戸張教育長 陸上競技におきまして優れた逸材でございます。本市の宝ということで頑張っていただきたいと思っています。今回大変良いお話を頂きましたので十分に研鑽を積んで頂きまた戻ってきていだだきたいと思ひます。